

長時間労働と働き方改革について ~2024年問題~

働き方改革関連法によって、大企業では2019年4月から、中小企業では2020年4月から「時間外労働の上限規制」が適用されています。ただし、建設事業・自動車運転の業務（運送・物流業など）・医師については適用が5年間猶予されていますが、2024年4月からは原則適用されることとなります。

今回は、日田労働基準監督署の担当職員をお招きし、制度について詳しくお話しいたします。

日 時／令和6年2月6日(火) 15時～16時

場 所／日田商工会議所 4階 大会議室

講 師／日田労働基準監督署 監督・安衛課長
労働基準監督官 石橋 謙人 氏

定 員／30名（先着順）

参加料／無料

申 込／下記申込書に必要事項をご記入の上、1月31日(水)までに

FAX またはお電話にてお申込みください。（FAX：24-7766 TEL：22-3184）

主 催／日田商工会議所 労務委員会

.....
日田商工会議所 行

FAX／24-7766

「労務セミナー」（2月6日(火)開催） 参加申込書

事業所名		TEL	
氏 名		業 種	
質問事項 ※セミナー当日にご 回答いたします			